

令和2年5月29日

第 5 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和2年5月29日（金） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 751～754号室

付議事項

- 議案第 23 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 24 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 25 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 26 号 非農地証明申請について
- 議案第 27 号 相続税納税猶予に係る適格者証明申請について

報告事項

- 第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

その他

出席委員

1 番 生田 政行	2 番 横段 登	4 番 倉本 寛	5 番 水場 守信
6 番 向井 幸弘	8 番 亀山 博司	9 番 今井 満	10 番 上田 勝則
11 番 長迫 秀	12 番 本末 満	13 番 灰原 松二	14 番 大道 正孝
15 番 秋光 貴志	16 番 土井 光弘	18 番 石田 尚則	19 番 北村 正次

欠席委員

3 番 池田 勝憲	7 番 林 武彦
-----------	----------

事務局

住谷事務局長	川本事務局次長	須賀課長補佐	庭月野主査	小池主任	山崎主事
--------	---------	--------	-------	------	------

(午後2時)

議長（北村）：出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和2年第5回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、13番 灰原委員、14番 大道委員を指名します。

なお、本日の欠席通知は、3番 池田委員、7番 林委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取り扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配布として、議案書、を送付しています。また、本日配布した資料は、「令和2年度農業委員会事務局名簿」、農林土木課からの「梅雨期における農業用ため池の緊急点検について」の報告及び「JA広島ゆたか広報第153号」を配付しています。ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、仁方皆実町〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は1,305㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は、遠方により耕作困難なため譲り渡すもので、譲受人は申請地を譲り受け、新規就農するものです。営農計画は、野菜を作付けするものです。申請面積が、13アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生田委員：1番 生田です。申請地は、きれいに管理されていました。倉庫には農機具がそろえてあり、これから野菜を作るということで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、安浦町大字三津口字日之浦〇〇〇〇番〇，外1筆，地目は田，面積は合計で3,204㎡の第2種農地です。申請の事由は，使用貸人は遠方に居住しており耕作困難なため，使用貸借による権利を設定するもので，使用借人は申請地を借り受け，農業経営の安定を図るものです。営農計画は，水稻を作付けするものです。経営面積は，自作地だけで43アールありますので，下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。使用借人は，一昨年の豪雨災害で農地が被害を受け，耕作出来ないため，申請地を借り受け，水稻を作付けするということで，もうすでに準備もしており，頑張っていたきたいと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので，本件は，許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは，本件は，許可と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は，安浦町三津口2丁目〇〇〇〇番〇，地目は畑，面積は158㎡の第2種農地です。申請の事由は，譲渡人は遠方に居住しており耕作困難なため，所有権を移転するもので，譲受人は申請地を譲り受け，農業経営の安定を図るものです。営農計画は，イチジクを作付けするものです。経営面積は，自作地だけで50アールありますので，下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

上 田 委 員：10番 上田です。申請地は，きれいに管理されており問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので，本件は，許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは，本件は，許可と決定します。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事務局：4番の申請地は、安浦町大字原畑字才之原〇〇番〇，外3筆，地目は田及び畑，面積は合計で1,764㎡の第2種農地です。申請の事由は，使用貸人は高齢で耕作困難なため，使用貸借による権利を設定するもので，使用借人は申請地を借り受け，新規就農するものです。営農計画は，キクラゲを作付けするものです。経営面積は，申請地が17アールありますので，下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

今井委員：9番 今井です。使用借人は，申請地にビニールハウスを建て，キクラゲを栽培するというので問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので，本件は，許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは，本件は，許可と決定します。

議長：つぎに，議案第24号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は，蒲刈町田戸字東谷〇〇〇〇番〇，地目は畑，面積は381㎡の第2種農地です。転用の目的は，一般住宅の倉庫，及び住宅用地として利用するものです。規模等につきましては，隣接する宅地と併用して，倉庫1棟，付属家1棟，及び庭敷として整備する計画です。しかしながら，写真でもお分かりのように，既に倉庫，付属家，及び庭敷として利用されており，農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については，都市計画法による開発許可，及び宅地造成等規制法による許可は不要であり，農振農用地区域には指定されておりません。

議長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

長迫委員：11番 長迫です。申請地は，すでにお寺のような倉庫が建っていますが，やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので，本件は，許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは，本件は，許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
す。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、倉橋町字小家石〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は2,030㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電設備及び駐車場として使用するため、所有権を移転するものです。規模等につきましては、太陽光パネル224枚、発電量44.0kw、駐車場2区画を整備する計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可、及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

石 田 委 員：18番 石田です。先月に現地調査した案件ですが、排水計画図が不十分であり、補正を求めたところ、今月になって、現地に即した排水計画図の提出がありました。優良農地ではありますが、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、安浦町大字三津口字深之浦〇〇〇〇番、外14筆、地目は田及び畑、面積は合計で17,897㎡の第2種農地です。転用目的は、太陽光発電設備用地として利用するため、所有権を移転するものです。規模等は、太陽光パネル2,470枚、発電容量499.9kwを整備する計画です。関係法令については、電気事業者による「改正 再エネ特措法」に基づく、再生可能エネルギー発電事業計画の認定済みです。また、中国電力との電力供給契約についても、経済産業省の認定書の写しの提出、確認受理をもって「電力供給契約」が成立済みです。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておりません。なお、本件については、広島県農業会議の意見聴取で『許可されることに異議ない旨の回答』を得た上で、許可することとしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上 田 委 員：10番 上田です。申請地は、休耕中で、排水計画もきちんとしており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

水場委員：申請地が広いのに、水路が小さいと危険ではないのか。

上田委員：申請地の両側に川があり、そこにも排水を流すようになっている。

議長：ほかに、ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可意見と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は許可意見と決定し、広島県農業会議で異議ない旨の答申を得たときに許可すると決定します。

議長：3番について事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、下蒲刈町下島字町新開〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は443㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場用地として利用するため、所有権を移転するものです。規模等につきましては、し尿等の廃棄物を収集運搬するバキューム車の駐車場6区画を整備する計画です。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に駐車場として利用されており、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。また、倉庫が設置されておりますが、撤去する予定です。関係法令については、都市計画法による開発許可、及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

長迫委員：11番 長迫です。譲受人が、駐車場を必要としており、今日現地を見たところ、倉庫は既に撤去されておりました。やむをえないと思います。ご審議のほどよろしく願います。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：4番について事務局の説明をお願いします。

事務局：4番の申請地は、豊町久比字西郷〇〇〇〇番〇、外1筆、地目は畑、面積は合計で289㎡の第2種農地です。転用の目的は、一般住宅、及び付属家用地として利用するため、所有権を移転するものです。規模等につきましては、隣接する宅地と併用して、住宅1

棟，納屋1棟，浴室1棟，及び庭敷として整備する計画です。しかしながら，写真でもお分かりのように，既に住宅等として利用されており，農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については，都市計画法による開発許可，及び宅地造成等規制法による許可は不要であり，農振農用地区域には指定されておりません。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

本 末 委 員：12番 本末です。譲受人は，既に豊町に住んでいると聞いています。申請地をゲストハウスとして利用するというので，問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので，本件は，許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは，本件は，許可と決定します。

議 長：つぎに，議案第26号「非農地証明申請について」を議題とします。1番と2番は，譲受人が同一ですので，一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は，阿賀町字越畑〇〇〇〇番ほか4筆，地目は田，現況は山林，面積は合計で1,032㎡の第2種農地で，2番の申請地は，阿賀北3丁目〇〇〇〇番〇，地目は田，現況は山林，面積は654㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては，昭和40年頃，耕作を放棄したためかい廢したとして，現認書を添付のうえ，山林として証明を受けようするものです。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

横 段 委 員：2番 横段です。申請地は，すべて山林になっており，やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくお願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので，1番と2番は，証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは，1番と2番は，証明と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、広白岳4丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、現況は山林、面積は合計で425.30㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成元年頃、耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横段委員：2番 横段です。申請地は、急傾斜地の堰堤の上であり、山林化しており、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、証明と決定します。

議長：4番について事務局の説明をお願いします。

事務局：4番の申請地は、蒲刈町向字細尾〇〇〇番、外10筆、地目は畑、現況は山林、面積は合計で5,468㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成10年頃、耕作を放棄したため、かい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

長迫委員：11番 長迫です。申請地は、明らかに山林になっていますので、やむをえないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、証明と決定します。

議長：5番について事務局の説明をお願いします。

事務局：5番の申請地は、蒲刈町向字取芽〇〇〇〇番〇、外1筆、地目は畑、現況は山林、面積は合計で72㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、昭和60年頃、耕作を放棄したため、かい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

長 迫 委 員：11番 長迫です。先ほどと同様に山林になっています。ご審議のほどよろしくお願
い
します。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：6番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、蒲刈町向字取芽〇〇〇〇番、地目は畑、現況は山林、面積は2,43
9㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、昭和44年頃、耕作を放棄したた
め、かい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするもので
す。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

長 迫 委 員：11番 長迫です。こちらも山林になっています。ご審議のほどよろしくお願
い
します。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：7番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、蒲刈町田戸字大坪〇〇〇〇番、外3筆、地目は畑、現況は山林、面積
は合計で12,063㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、昭和50年頃、
耕作を放棄したため、かい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けよ
うとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

長 迫 委 員：11番 長迫です。こちらも山林になっています。ご審議のほどよろしくお願
い
します。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：8番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：8番の申請地は、蒲刈町田戸字東谷〇〇〇〇番〇，外2筆，地目は畑，現況は山林，面積は合計で713㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては，昭和50年頃，耕作を放棄したため，かい廃したとして，現認書を添付のうえ，山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

長 迫 委 員：11番 長迫です。こちらも山林になっています。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長：それではご審議願ひます。ご質疑，ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：つぎに，議案第27号「相続税納税猶予に係る適格者証明申請」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：本件は，「租税特別措置法」による相続税の納税猶予に係るもので，相続人が税務署に申告し，その農地を引き続き耕作する場合，この一定部分の相続税額の納税が猶予されるもので，市街化区域内の農地については，相続税の申告期限の翌日から20年引き続いて耕作することにより，猶予された税額の納税が免除されるものです。この制度の適用を受けるため，農業委員会の「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」が必要となるため，今回証明申請をしたものです。申請地は，焼山中央3丁目〇〇〇〇番〇ほか6筆，地目は田及び畑，面積は合計で2,457㎡の第3種農地です被相続人は令和元年8月19日に死亡し，耕作面積は2,735㎡です。申請人は被相続人の子であり，相続開始前から被相続人とともに農業に従事しており，農業後継者として相続税の納税猶予を受け，今後も引き続き農業経営を行うということで申請したものです。申請地は，現地調査で，田及び畑として適切に管理されていました。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生 田 委 員：1番 生田です。申請地は、田はこれからヒノヒカリを植える予定で、畑は野菜が植えられており、適切に管理されていまして。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の11、12ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この1ヶ月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、11ページの農地法第4条の規定による届出が3件、12ページの農地法第5条の規定による届出が3件、計6件ございましたので、ご報告いたします。

議 長：その他に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：農林土木課の「梅雨期における農業用ため池の緊急点検について」について報告を行う。

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

土 井 委 員：現在、有害鳥獣の被害が問題になっていますが、猿の被害につきましては、狩猟期間以外の時期なら、わなや銃での捕獲などが可能ですので、市役所の担当者又は有害鳥獣捕獲班に連絡いただければと思います。

横 段 委 員：小動物は引き取ってくれないという話を聞きます。

土 井 委 員：対象の動物以外は難しいと思いますが、被害があれば、連絡していただければ、対象になる可能性はあると思います。

上 田 委 員：小さいわなを設置するのに許可はいるんですか。

土 井 委 員：小さいわなでも許可があると判断されたほうが、無難だと思います。

議 長：ほかに、ご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和2年第6回総会は、令和2年6月30日 火曜日 午後2時 から
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議

長：以上で令和2年第5回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議，ありがとうございました。

(午後2時50分)